

指定基金の指定及び解除について

厚生年金保険法第 178 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 30 日付けで、次頁の 18 厚生年金基金を指定基金として指定した。

1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

(平成 17 年度から実施)

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・ 3 事業年度の決算において、連続して、積立金総額が最低責任準備金（当該決算時点で解散する場合に最低限保有しておき、返さなければならない額）の 9 割を下回った基金。
- ・ 直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、最低責任準備金の 8 割を下回った基金。

2. 指定基金の概況

○指定基金総数：97 基金（平成 24 年 12 月 1 日現在）

(参考：厚生年金基金総数：571 基金（平成 24 年 12 月 1 日現在）)

うち、平成 24 年度に新たに指定	: 18 基金
平成 23 年度に指定	: 29 基金
平成 22 年度に指定	: 47 基金
平成 21 年度以前に指定	: 3 基金

指定基金の指定（都道府県別）

○ 平成24年度に新たに指定基金として指定した基金：18基金（平成24年11月30日付）

都道府県	厚生年金基金名
茨城県	茨城県建設業
栃木県	北関東自動車整備
	栃木県建設業
	栃木県石油業
東京都	全日本シティホテル
	東京都石油業
	日本リネンサプライ業・介護事業
神奈川県	神奈川県印刷工業
富山県	富山県中小企業団地
長野県	甲信越印刷工業
	長野県卸商業団地
	北信越管工事業
岐阜県	岐阜県石油業
三重県	三重県石油業
京都府	京都府建設業
福岡県	九州石油業
	全九州電気工事業
	福岡県・佐賀県トラック